

雇用保険について

雇用保険とは企業と労働者が安心して働く為に整備された制度です。

失業した場合の給付や育児休業手当や介護休業手当等の各種手当、助成金等がある国の制度です。一番身近なものは、失業時に給付される失業等給付（基本手当）を始めとした給付金制度ですが、他にも雇用保険には色々な役割があります。

雇用保険の役割を大まかにまとめると、以下の2つに分けられます。

1. 労働者が**失業した場合**や労働者が**職業教育訓練を受けた場合**に、生活及び雇用の安定と就職の促進のために失業等給付を支給すること
2. 失業の予防、雇用状態の是正および雇用機会の増大、労働者の能力の開発および向上その他労働者の福祉の増進を図るための三事業を実施すること（雇用保険三事業）

保険料は労働者だけでなく雇用する側（会社側）も負担しており、労働者・事業者の双方のための制度となっています。詳細は雇用保険割合を調べて下さい。企業側と労働者側の負担割合は若干ですが企業側が高くなっております。

雇用保険は国の保険制度であり、強制保険です。また、事業主が従業員を一人でも雇った場合は雇用保険に加入することとなっており、原則として、これは強制的に適用となります。加入対象にならない場合もございます。

3か月未満の期間労働者などは加入対象とならない場合があります。

非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者（いわゆる「雇い止め」）の場合の雇用保険の受給要件について、被保険者期間を従来の1年から6ヶ月に改正。解雇等の場合の離職者と同様の扱いとなります。また、給付日数が離職者並みに充実されます。（但し、3年間の暫定措置）

非正規社員の雇用保険の加入要件を「1年以上の雇用見込み（週20時間以上勤務）」から「6ヶ月以上の雇用見込み（週20時間以上勤務）」に緩和し、適用範囲が拡大されます。

再就職支援の強化（3年間の暫定措置）

再就職困難者への失業給付日数が60日分延長されます。

「再就職手当」の支給要件が緩和され、給付率が30%から40%・50%へ引き上げられます。

「常用就職支度手当」の対象に「年長フリーター層（25～39歳）」が追加され、対象範囲が拡大されます。さらに給付率が30%から40%へ引き上げられます。

育児休業給付の見直し

休業中と復帰後に分けて支給されている給付が統合され、全額が休業期間中に支給されるようになります。また、平成22年3月末までの暫定措置として引き上げられている給付率（40%→50%）については、当分の間延長となります。

雇用保険料率の引き下げ

雇用保険料率（労使折半）について、平成21年度に限り、1.2%から0.8%に引き下げられます。

雇用保険料率表（平成21年4月～）

平成21年3月31日施行の法改正により、平成21年度に限り、保険料率が引き下げられています。

	事業主 負担分		被保険者 負担分		雇用保険料率
一般の事業	7/1000	+	4/1000	=	11/1000
農林水産・清酒製造業	8/1000	+	5/1000	=	13/1000
建設業	9/1000	+	5/1000	=	14/1000

保険料の額は、賃金額に上記の被保険者負担分の保険料率を乗じて計算します。なお、事業者負担分には雇用保険三事業の保険料率も含まれるため、被保険者負担分に比べ割高となっています。

従業員を雇用保険に加入させると、事業者は保険料の約半分を負担することになります。

雇用保険制度は、労働者が失業した場合等に必要な給付を行うだけでなく、労働者の生活および雇用の安定を図るとともに再就職の援助を行うこと等を目的とした制度でもあります。

雇用保険の役割の一つでもある雇用保険三事業（雇用安定事業・能力開発事業・雇用福祉事業）には、地域や社会全体のための活動や事業者への助成金等も含まれています。保険料を納めることは、一つの社会貢献でもあるのです。

失業保険（基本手当）とは

失業保険（失業等給付）には4種類あり、「**求職者給付**」、「**就業促進給付**」、「**教育訓練給付**」、「**雇用促進給付**」があります。一般に失業保険と呼ばれるのは、求職者給付の中の「基本手当」のことを指します。

基本手当とは、「雇用保険の被保険者だった方が、退職し、働く意思と能力がありながら再就職できない場合に、失業中（就職活動中）の生活を心配しないで新しい仕事を探し、1日も早く再就職するのを支援するために支給されるもの」です。一般には「会社を辞めたときに、もらえる手当」というイメージがあります。しかし、会社を辞めた人の全てがもらえるわけではなく、受給するためには様々な条件があります。

雇用保険の被保険者が離職して、次の（1）及び（2）の両方の条件を満たすとき、一般被保険者又は短時間労働被保険者については基本手当が支給されます。

- （1） ハローワークに来所し、求職の申込みを行い、就職しようとする積極的な意思があり、いつでも就職できる能力があるにもかかわらず、本人やハローワークの努力によっても、職業に就くことができない「**失業の状態**」にあ

ることが第一です。失業手当は再就職を支援するための手当ですので、職に就く意思の無い人、または就けない人には給付されません。

下記の状態にあるときは、すぐに働くことができる状態にないことから失業手当は支給されませんが、状態が回復する等して働ける状態になれば、その旨を申請して失業給付を受けることができるようになります。なお、これらの場合は受給期間を延長しておくのがセオリーです。

- ・ 病気やけがのため、すぐには就職できないとき
- ・ 妊娠・出産・育児のため、すぐには就職できないとき
- ・ 定年などで退職して、しばらく休養しようと思っているとき
- ・ 結婚などにより家事に専念し、すぐに就職することができないとき

(2) 離職の日以前2年間に、賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある雇用保険に加入していた月が通算して**12か月以上**あること。

但し、特定受給資格者については、離職の日以前1年間に、賃金支払の基礎となった日数が11日以上ある雇用していた月が通算して6か月以上ある場合も可。

平成21年3月31日の法改正により、特定受給資格者に該当しない方であっても、期間の定めのある労働契約が更新されなかったことその他やむを得ない理由により離職された方(特定理由離職者、いわゆる「雇い止め」等)については、通常、基本手当の受給資格要件として離職日以前の2年間に被保険者期間が通算して12ヶ月以上必要なところ、離職日以前の1年間に被保険者期間が通算して6ヶ月以上あれば受給資格要件を満たすようになりました。

(受給資格に係る離職日が平成21年3月31日以降の方が対象となります。)

1. 離職票をもらう

離職後、勤務していた会社から「雇用保険被保険者離職票1・2」を受け取ります。いわゆる離職票です。

ここがポイントです。この時の離職事由(退職理由)が会社都合なのか自己都合なのかで基本手当(失業等給付)に給付制限があるのか、無いのかが決まります。必ず本人確認と署名が必要なので確認する必要があります。

2. 受給資格の決定

住居を管轄するハローワークに行って「求職の申込み」を行った後、「離職票」を提出します。このとき、以下の書類が必要ですので持参しましょう。

- ・雇用保険被保険者離職票
- ・雇用保険被保険者証
- ・住所及び年齢を確認できる官公署発行の書類
(住民票、運転免許証、国民健康保険被保険者証等)
- ・写真（縦3cm×横2.5cmの正面上半身のもの）2枚
- ・印鑑（認印で可）
- ・本人名義の普通預金通帳（郵便局は除く）

ハローワークでは、受給要件を満たしていることを確認した上で、受給資格の決定を行いません。このときに離職理由についても判定します。（簡単な聞き取りをされます。）

受給資格の決定後、次の受給説明会の日時を確認し、「雇用保険受給資格者のしおり」を受け取ります。

3. 雇用保険受給者初回説明会

指定の日時に開催されますので、必ず出席しましょう。「雇用保険受給資格者のしおり」、印鑑、筆記用具等を持参しましょう。

受給説明会では、雇用保険の受給について重要な事項の説明が行われます。ここで「雇用保険受給資格者証」、「失業認定申告書」が渡され、第一回目の「失業認定日」が知らされます。各都道府県のハローワークにもよりますが、社会保険事務局の方の説明（厚生年金から国民年金の移行手続きについて）を同時にやる所もあります。

4. 失業の認定

原則として4週間に1度、失業の認定（失業状態にあることの確認）をしてもらうため、指定された日に管轄のハローワークに行き、期間中にどのくらい求職活動をしたか・どれくらい働いたか等を報告します。ハローワークで求職相談や説明会の出席、企業に面接に行った場合も求職活動に含まれます。

失業とは、離職した方が「就職しようとする意思といつでも就職できる能力があるにもかかわらず職業に就けず、積極的に求職活動を行っている状態にある」ことを言うため、何もせずにブラブラするだけでは失業とは言えません。職を探しているという実態が求められます。

5. 受給

失業の認定を行った日から約1週間から2週間程で、指定した金融機関の預金口座に基本手当が振り込まれます。

以後、再就職が決まるまでの間、所定給付日数（基本手当が支給される最高日数）を限度として、「4. 失業の認定」、「5. 受給」を繰り返しながら仕事を探すことになります。給付日数は、離職理由、離職時の年齢、被保険者であった期間等によって異なります。

基本手当は、離職後初めて安定所に来所して求職の申込みを行い、**離職票を提出した日から最初の7日間**は支給されません。これを**待機期間**といいます。

また、次の理由により離職した場合は待機期間の7日間に加えて**3ヶ月の給付制限**がありますので、7日間+3ヶ月を経過してからが支給対象となります。

- ・ 正当な理由がなく本人の都合で退職したとき（**自己都合**）
- ・ 自分の責任による重大な理由により解雇されたとき（**懲戒解雇**）

なお、基本手当を受けられる期間は、原則として離職の翌日から**1年間**です。これを過ぎると、所定給付日数の範囲内であっても基本手当が受けられないので注意が必要です。

給付金額（基本手当日額）

雇用保険で受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

この「基本手当日額」は、原則として離職した日の直前の6か月に毎月決まって支払われた賃金（残業代含む、賞与は除く）の合計を180で割って算出した金額のおよそ50～80%（60歳～64歳については45～80%）とされています。なお、基本手当日額には上限額が定められています。

上限額（平成20年8月1日現在）

30歳未満	6,330円
30歳以上45歳未満	7,030円
45歳以上60歳未満	7,730円
60歳以上65歳未満	6,741円

給付日数

基本手当の給付日数（基本手当の支給を受けることができる日数）は90日から360日で、年齢、雇用保険の被保険者であった期間、離職の理由などにより決定します。

倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なくして離職を余儀なくされた場合は特定受給資格者に該当し、一般の離職者に比べ手厚い給付日数となることがあります。

一般受給資格者 自己都合により離職した方および定年退職者の方	被保険者期間				
	6月以上 1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
15歳以上65歳未満	90日	90日	90日	120日	150日

特定受給資格者 会社都合（倒産、人員整理、リストラ）等により離職を余儀なくされた方

	被保険者期間				
	6 月以上 1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	-
30 歳以上 35 歳未満	90 日	90 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満	90 日	90 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満	90 日	180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満	90 日	150 日	180 日	210 日	240 日

就職困難者 身体障害者、知的障害者、精神障害者及び社会的事情により就職が著しく阻害されている方

	被保険者期間				
	6 月以上 1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
45 歳未満	150 日	300 日	300 日	300 日	300 日
45 歳以上 65 歳未満	150 日	360 日	360 日	360 日	360 日

失業保険が受給できる期間（受給期間）は、原則として「離職した日の翌日から1年間（所定給付日数330日の方は1年と30日、360日の方は1年と60日）」です。離職して離職票を受け取ったら、できるだけ早めに職安（ハローワーク）に行きましょう。

平成21年3月31日に基本手当の所定給付日数分の支給終了日を迎える方から、受給資格に係る離職日が平成24年3月31日までの方については、給付日数が延長されます。

倒産や解雇などの理由により離職された方（特定受給資格者）や期間の定めのある労働契約が更新されなかったことにより離職された方で、次の1～3のいずれかに該当する方について、特に再就職が困難だと公共職業安定所長が認めた場合は、給付日数が60日分（※1）延長されます。

- 1 受給資格に係る離職日において45歳未満の方（※2）
- 2 雇用機会が不足している地域として指定する地域に居住する方（※2）
- 3 公共職業安定所で知識、技能、職業経験その他の実情を勘案して再就職支援を計画的に行う必要があると認められた方

※1 被保険者であった期間が通算して20年以上かつ所定給付日数が270日又は330日である方は、30日分の延長になります。

※2 1及び2については、基本手当受給中に積極的かつ熱心に求職活動を行っている方が対象となりますので、求人への応募回数等が少ない方や、やむを得ない理由がなく所定の失業認定日に来所しなかった方などは対象になりません。

なお、就職が困難なものに係る所定給付日数となっている方は、当該所定給付日数が手厚くなっているため、延長の対象とはなりません。

失業認定日に来所出来ない場合

基本的には認められておりません。面接日と重なった場合はその前日もしくは翌日に対応していただけます。理由は証拠があるからです。それ以外はよほどの事がない限り認められておりません。

手続きしなかった場合は当然支給されませんので収入が無くなります。